

令和 8 年度

舞鶴市予算書

令和 8 年度 舞鶴市予算一覧表

舞鶴市一般会計予算	1 頁
舞鶴市特別会計	
水道事業会計予算	13 頁
下水道事業会計予算	17 頁
病院事業会計予算	21 頁
国民健康保険事業会計予算	24 頁
貯木事業会計予算	28 頁
駐車場事業会計予算	31 頁
介護保険事業会計予算	34 頁
後期高齢者医療事業会計予算	41 頁

令和8年度

舞鶴市一般会計予算

第 2 号議案

令和8年度舞鶴市一般会計予算

令和8年度舞鶴市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,039,670千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月24日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 市 税		11,529,500
	1 市 民 税	4,771,600
	2 固 定 資 産 税	5,868,100
	3 軽 自 動 車 税	293,400
	4 市 た ば こ 税	591,000
	5 入 湯 税	5,400
2 地 方 講 与 税		353,600
	1 自 動 車 重 量 講 与 税	213,400
	2 地 方 挿 発 油 講 与 税	53,400
	3 森 林 環 境 講 与 税	57,200
	4 特 別 と ん 講 与 税	29,600
3 利 子 割 交 付 金		28,900
	1 利 子 割 交 付 金	28,900
4 配 当 割 交 付 金		137,400
	1 配 当 割 交 付 金	137,400
5 株 式 等 講 渡 所 得 割 交 付 金		173,400
	1 株 式 等 講 渡 所 得 割 交 付 金	173,400
6 法 人 事 業 税 交 付 金		220,900
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	220,900
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,336,600

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,336,600
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		2,700
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,700
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
10 環 境 性 能 割 交 付 金		8,400
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	8,400
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		138,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	138,000
12 地 方 特 例 交 付 金		124,200
	1 地 方 特 例 交 付 金	123,600
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別 交 付 金	600
13 地 方 交 付 税		7,278,000
	1 地 方 交 付 税	7,278,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		5,200
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,200
15 分 担 金 及 び 負 担 金		60,636
	1 分 担 金	17,465
	2 負 担 金	43,171
16 使 用 料 及 び 手 数 料		657,226
	1 使 用 料	384,597

(単位：千円)

款	項	金額
	2 手 数 料	
17 国 庫 支 出 金		272,629
	1 国 庫 負 担 金	7,567,135
	2 国 庫 補 助 金	5,066,624
	3 委 託 金	2,478,688
18 府 支 出 金		21,823
	1 府 負 担 金	3,860,942
	2 府 補 助 金	1,955,231
	3 委 託 金	1,648,230
19 財 産 収 入		257,481
	1 財 産 運 用 収 入	155,327
	2 財 産 売 払 収 入	129,826
20 寄 附 金		25,501
	1 寄 附 金	512,458
21 繰 入 金		512,458
	1 繰 入 金	3,049,952
22 繰 越 金		3,049,952
	1 繰 越 金	1
23 諸 収 入		1
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1,231,892
		8,001

(単位：千円)

款	項	金額
	2 市 預 金 利 子	1,150
	3 貸 付 金 元 利 収 入	527,878
	4 雜 入	694,863
24 市 債		2,607,300
	1 市 債	2,607,300
歳 入 合 計		42,039,670

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		314,910
	1 議 会 費	314,910
2 総 務 費		6,344,840
	1 総 務 管 理 費	5,426,381
	2 徴 税 費	428,736
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	222,618
	4 選 挙 費	219,798
	5 統 計 調 査 費	18,186
	6 監 査 委 員 費	29,121
3 民 生 費		14,957,060
	1 社 会 福 祉 費	7,402,712
	2 児 童 福 祉 費	5,966,797
	3 生 活 保 護 費	1,585,257
	4 災 害 救 助 費	2,294
4 衛 生 費		3,874,330
	1 保 健 衛 生 費	1,237,760
	2 清 掃 費	1,750,538
	3 水 道 費	240,669
	4 医 療 対 策 費	645,363
5 勵 働 費		71,610

(単位：千円)

款	項	金額
	1 労 働 諸 費	71,610
6 農 林 水 產 業 費		895,320
	1 農 業 費	384,523
	2 林 業 費	313,244
	3 水 產 業 費	197,553
7 商 工 費		936,150
	1 商 工 費	936,150
8 土 木 費		3,928,960
	1 土 木 管 理 費	95,766
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,329,128
	3 河 川 費	100,491
	4 港 湾 費	21,003
	5 都 市 計 画 費	2,066,115
	6 住 宅 費	316,457
9 消 防 費		1,532,090
	1 消 防 費	1,532,090
10 教 育 費		5,528,630
	1 教 育 総 務 費	650,140
	2 小 学 校 費	1,150,360
	3 中 学 校 費	865,972
	4 幼 稚 園 費	862,985

(単位：千円)

款	項	金額
	5 社会教育費	1,492,413
	6 保健体育費	506,760
11 公債費		3,645,770
	1 公債費	3,645,770
12 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		42,039,670

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 中地区公立認定こども園整備事業費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1,029,000
児童育成支援拠点運営委託経費	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	43,000
リサイクルプラザ施設長寿命化事業費	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	1,976,000
リサイクルプラザ廃棄物運搬車両更新経費	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	20,000
環境衛生プラント薬品調達経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	20,000
スクールバス車両更新経費	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	52,000
中学校校舎等改修事業費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	114,000
中央図書館整備事業費	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	3,300,000
令和 8 年度舞鶴市土地開発公社が舞鶴市に代わって用地取得等を行うための事業資金の借入れに対する債務保証	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	100,000
令和 8 年度公共用地等取得事業費	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	120,000

第3表 地方債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
庁舎整備事業費	15,400	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証券借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
陶芸館整備事業費	5,700	同 上	同 上	同 上	同 上
赤れんが博物館整備事業費	7,400	同 上	同 上	同 上	同 上
引揚記念館整備事業費	15,500	同 上	同 上	同 上	同 上
赤れんが周辺等まちづくり事業費	77,200	同 上	同 上	同 上	同 上
北近畿タンゴ鉄道基盤整備補助金	20,100	同 上	同 上	同 上	同 上
社会福祉施設整備事業費	3,600	同 上	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業費	99,700	同 上	同 上	同 上	同 上
私立認定こども園等施設整備事業費補助金	40,500	同 上	同 上	同 上	同 上
放課後児童クラブ整備事業費	1,900	同 上	同 上	同 上	同 上
公立認定こども園整備事業費	4,700	同 上	同 上	同 上	同 上
斎場整備事業費	262,400	同 上	同 上	同 上	同 上
最終処分場整備事業費	2,900	同 上	同 上	同 上	同 上
清掃事務所整備事業費	146,100	同 上	同 上	同 上	同 上

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
リサイクルプラザ整備事業費	91,300	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証券借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
し尿処理施設整備事業費	19,200	同 上	同 上	同 上	同 上
勤労者福祉センター整備事業費	12,400	同 上	同 上	同 上	同 上
土地改良事業負担金	20,600	同 上	同 上	同 上	同 上
中丹地域有害鳥獣処理施設整備事業費負担金	8,900	同 上	同 上	同 上	同 上
共同利用施設設置事業費補助金	3,000	同 上	同 上	同 上	同 上
漁港整備事業費	32,400	同 上	同 上	同 上	同 上
東地区中心市街地複合施設整備事業費	28,500	同 上	同 上	同 上	同 上
道路橋りょう改良費	443,000	同 上	同 上	同 上	同 上
河川改修費	41,800	同 上	同 上	同 上	同 上
港湾施設整備事業費	4,000	同 上	同 上	同 上	同 上
中心市街地活性化事業費	27,100	同 上	同 上	同 上	同 上
街路整備事業費	41,700	同 上	同 上	同 上	同 上
公園施設整備事業費	18,100	同 上	同 上	同 上	同 上

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
公営住宅整備事業費	75,500	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格による差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証券借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
消防施設整備事業費	44,700	同 上	同 上	同 上	同 上
防災施設等整備事業費	4,300	同 上	同 上	同 上	同 上
小学校整備費	41,400	同 上	同 上	同 上	同 上
中学校整備費	38,700	同 上	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業費	39,400	同 上	同 上	同 上	同 上
中央図書館整備事業費	478,400	同 上	同 上	同 上	同 上
保健体育施設整備費	245,600	同 上	同 上	同 上	同 上
辺地対策事業費	144,200	同 上	同 上	同 上	同 上
計	2,607,300				

令和8年度

舞鶴市水道事業会計予算

第 3 号議案

令和8年度舞鶴市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度舞鶴市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	30,900戸
(2) 年間総給水量	9,453,500m ³
(3) 1日平均給水量	25,900m ³
(4) 主要な建設改良事業	
浄水施設費	288,990千円
配水施設費	694,441千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,910,600千円
第1項 営業収益	1,454,433千円
第2項 営業外収益	456,166千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,810,900千円
第1項 営業費用	1,731,792千円
第2項 営業外費用	78,607千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額879,700千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,523千円、損益勘定留保資金653,233千円、建設改良積立金133,944千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的 収入	543,100千円
第1項 企 業 債	395,000千円
第2項 補 助 金	22,577千円
第3項 出 資 金	84,537千円
第4項 負 担 金	38,210千円
第5項 基 金 収 入	2,775千円
第6項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的 支出	1,422,800千円
第1項 建設改良費	997,782千円
第2項 償還金	425,018千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
二箇取水場取水ポンプ整備事業費	自 令和8年度 至 令和10年度	千円 550,000
アセットマネジメント計画策定 業務委託経費	自 令和8年度 至 令和10年度	55,000
上下水道料金システム更新事業費	自 令和8年度 至 令和9年度	70,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
建設改良費	千円 395,000	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 195,799千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、156,132千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和8年2月24日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

令和8年度

舞鶴市下水道事業会計予算

第 4 号議案

令和8年度舞鶴市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度舞鶴市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	39,700戸
(2) 年間総排水量	9,234,500m ³
(3) 1日平均排水量	25,300m ³
(4) 主要な建設改良事業	
処理場整備費	670,916千円
雨水処理費	410,707千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,390,200千円
第1項 営業収益	1,209,118千円
第2項 営業外収益	2,181,081千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	3,296,400千円
第1項 営業費用	3,069,728千円
第2項 営業外費用	226,171千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,128,800千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,858千円、損益勘定留保資金1,012,594千円、建設改良積立金55,000千円、減債積立金39,348千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的 収入	2,378,100千円
第1項 企 業 債	1,666,200千円
第2項 他会計補助金	150,219千円
第3項 補 助 金	323,930千円
第4項 出 資 金	212,284千円
第5項 負 担 金	25,466千円
第6項 固定資産売却代金	1千円
支 出	
第1款 資本的 支出	3,506,900千円
第1項 建設改良費	1,509,099千円
第2項 償還金	1,997,801千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター薬品調達経費	自 令和8年度 至 令和9年度	千円 58,000
農業集落排水施設統合事業費	自 令和8年度 至 令和9年度	150,000
東ポンプ場ポンプ設備整備事業費	自 令和8年度 至 令和9年度	35,000

西浄化センター消毒設備整備事業費	自 令和8年度 至 令和9年度	400,000
------------------	--------------------	---------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
建設改良費等	千円 1,666,200	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 232,684千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,418,333千円である。

令和8年2月24日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

令和8年度

舞鶴市病院事業会計予算

第 5 号議案

令和 8 年度舞鶴市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度舞鶴市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	100床
(2) 年間入院患者数	延 34,493人 (1日平均 94.5人)
(3) 年間外来患者数	延 3,133人 (1日平均 13.0人)
(4) 主要な建設改良事業	
器械備品購入費	88,653千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病院事業収益	1,207,820千円
第 1 項 医業収益	725,620千円
第 2 項 医業外収益	451,291千円
第 3 項 訪問看護収益	30,704千円
第 4 項 特別利益	205千円

支 出

第 1 款 病院事業費用	1,245,090千円
第 1 項 医業費用	1,188,522千円
第 2 項 医業外費用	22,159千円
第 3 項 訪問看護費用	34,175千円
第 4 項 特別損失	224千円
第 5 項 予備費用	10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 37,060円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 194円、過年度分損益勘定留保資金 36,866円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	114,260円
第1項 企 業 債	85,300円
第2項 他会計からの補助金	28,957円
第3項 国 府 补 助 金	1円
第4項 固定資産売却代金	1円
第5項 寄 附 金	1円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	151,320円
第1項 建 設 改 良 費	93,406円
第2項 企 業 債 償 還 金	57,914円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	
建設改良費	円 85,300	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0 %以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額は、流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職 員 給 与 費	874,169円
2 交 際 費	50円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、444,020円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、64,954円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	医用テレメーター及び送信機 一式	2 台

令和8年2月24日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

令和8年度

舞鶴市国民健康保険事業会計予算

第 6 号議案

令和 8 年度舞鶴市国民健康保険事業会計予算

令和 8 年度舞鶴市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,551,020 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		1,204,175
	1 国民健康保険料	1,204,175
2 使用料及び手数料		551
	1 手数料	551
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 府支出金		4,596,930
	1 府補助金	4,596,930
5 財産収入		1,127
	1 財産運用収入	1,127
6 繰入金		740,684
	1 繰入金	740,684
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		7,551
	1 延滞金及び過料	4,500
	2 雜入	3,051
歳入合計		6,551,020

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		130,216
	1 総務管理費	114,698
	2 徴収費	15,091
	3 運営協議会費	427
2 保険給付費		4,560,315
	1 療養諸費	3,922,248
	2 高額療養費	607,467
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	15,000
	5 葬祭諸費	6,500
	6 精神・結核医療附加金	9,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,756,170
	1 医療給付費分	1,185,943
	2 後期高齢者支援金等分	387,368
	3 介護納付金分	145,157
	4 子ども・子育て支援納付金分	37,702
4 保健事業費		94,095
	1 保健事業費	30,258
	2 特定健康診査等事業費	63,837
5 基本金積立金		1

(単位：千円)

款	項	金額
	1 基 金 積 立 金	1
6 公 債 費		70
	1 公 債 費	70
7 諸 支 出 金		5,153
	1 債 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,153
8 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		6,551,020

令和8年度

舞鶴市貯木事業会計予算

第 7 号議案

令和8年度舞鶴市貯木事業会計予算

令和8年度舞鶴市の貯木事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 事 業 収 入		300
	1 事 業 収 入	1
	2 諸 収 入	299
2 繼 入 金		2,699
	1 繼 入 金	2,699
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		3,000
	1 施設管理費	3,000
歳出合計		3,000

令和8年度

舞鶴市駐車場事業会計予算

第 8 号議案

令和 8 年度舞鶴市駐車場事業会計予算

令和 8 年度舞鶴市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 44,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 事 業 収 入		43,839
	1 事 業 収 入	43,839
2 財 産 収 入		159
	1 財 産 運 用 収 入	159
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		1
	1 雜 入	1
歳 入 合 計		44,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		43,900
	1 事業費	43,900
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		44,000

令和8年度

舞鶴市介護保険事業会計予算

第 9 号議案

令和8年度舞鶴市介護保険事業会計予算

令和8年度舞鶴市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,991,050千円と定める。

2 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,800千円と定める。

3 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定 600,000千円、介護サービス事業勘定 1,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月24日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

(保険事業勘定)
歳 入

第 1 表 歳入歳出予算

(単位:千円)

款	項	金額
1 介護保険料		1,510,012
	1 介護保険料	1,510,012
2 使用料及び手数料		350
	1 手数料	350
3 国庫支出金		2,228,090
	1 国庫負担金	1,515,009
	2 国庫補助金	713,081
4 支払基金交付金		2,346,011
	1 支払基金交付金	2,346,011
5 府支出金		1,260,487
	1 府負担金	1,222,654
	2 府補助金	37,833
6 財産収入		1,590
	1 財産運用収入	1,590
7 繰入金		1,644,506
	1 繰入金	1,644,506
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		3
	1 延滞金加算金及び過料	1

(単位：千円)

款	項	金額
	2 預金 利子	1
	3 雜入	1
歳入合計		8,991,050

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		208,682
	1 総務管理費	140,202
	2 徴収費	4,665
	3 介護認定審査会費	63,815
2 保険給付費		8,423,583
	1 介護サービス等諸費	7,691,813
	2 介護予防サービス等諸費	312,223
	3 その他の諸費	8,404
	4 高額介護サービス等費	203,464
	5 高額医療合算介護サービス等費	24,905
	6 特定入所者介護サービス等費	182,774
3 地域支援事業費		302,539
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	242,635
	2 一般介護予防事業費	1,794
	3 包括的支援事業・任意事業費	57,270
	4 その他の諸費	840
4 公債費		250
	1 公債費	250
5 諸支出金		52,996
	1 償還金及び還付加算金	1,561

(単位：千円)

款	項	金額
	2 繼出金	51,435
6 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		8,991,050

(介護サービス事業勘定)

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 サ 一 ビ ス 収 入		8,798
	1 予 防 紿 付 費 収 入	8,798
2 繼 越 金		1
	1 繼 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 雜 入	1
歳 入 合 計		8,800

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		8,689
	1 介護予防支援事業費	8,689
2 公債費		10
	1 公債費	10
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		8,800

令和8年度

舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

第 10 号議案

令和8年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

令和8年度舞鶴市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,773,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

令和8年2月24日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,323,582
	1 後期高齢者医療保険料	1,323,582
2 使用料及び手数料		131
	1 手 数 料	131
3 繰 入 金		447,964
	1 一般会計繰入金	447,964
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2,222
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	2,020
	3 雜 入	201
歳 入 合 計		1,773,900

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		47,358
	1 総務管理費	38,515
	2 徴収費	8,843
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,723,982
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,723,982
3 公債費		40
	1 公債費	40
4 諸支出金		2,020
	1 償還金及び還付加算金	2,020
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		1,773,900